

今治市レジ袋削減に係る実証実験に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、レジ袋削減に係る実証実験(以下「実証実験」という。)を円滑に実施するため、実証実験の内容及び実証実験に参加協力する事業者(以下「参加事業者」という。)の資格その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「レジ袋」とは、小売店舗等において、購入した持ち帰り商品を入れるために無償提供されるポリエチレン製及びポリ塩化ビニル製の袋をいう。

(資格)

第3条 参加事業者は、次に掲げる条件を備えてなければならない。

- (1) 今治市内に店舗を有すること。
- (2) 今治市税の滞納がないこと。

(申込み)

第4条 参加事業者になろうとする者は、レジ袋削減に係る実証実験参加協力申込書(別記様式第1号)にレジ袋削減に係る実証実験に関する実施計画書(別記様式第2号。以下「計画書」という。)を添えて市長に申込みするものとする。

(協定)

第5条 市長は、前条の申込みがあったときはその内容を審査し、第3条の資格条件を満たし、かつ同条に規定する計画書の内容が適正であると認めるときは、レジ袋削減に係る実証実験に関する協定書(別記様式第3号。以下「協定書」という。)により協定を締結するものとする。

(報告)

第6条 参加事業者は、前条に規定する協定の内容により、レジ袋削減に係る実証実験に関する実績報告書(別記様式第4号。以下「実績報告書」という。)を毎年1月末までに市長に提出しなければならない。

(公表)

第7条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を確認したうえで受理し、受理したすべての実績報告書の内容をとりまとめて、広報等により市民に対し公表するものとする。

(資材の提供等)

第8条 市長は、参加事業者の実証実験の円滑な実施を促すためのPR活動に係る次に掲げる資材を提供する。

- (1) のぼり(1参加事業者あたり2本)
- (2) ちらし(1参加事業者あたり100枚)
- (3) ポスター(1参加事業者あたり5枚)

2 市長は、参加事業者の実証実験の円滑な実施を促すため次の活動を行う。

- (1) 広報等による市民への啓発及びアンケート調査
- (2) 参加事業者の要請による店頭PR活動
(実験内容の変更)

第9条 参加事業者は、実証実験の実施内容を変更するときは、変更予定日の1週間前までに、レジ袋削減に係る実証実験内容変更届出書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(実験の中止)

第10条 参加事業者は、実証実験を中止するときは、中止予定日の1週間前までに、レジ袋削減に係る実証実験中止届出書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(協定の解除)

第11条 参加事業者から前条に規定する中止届出書の提出があったときは、レジ袋削減に係る実証実験に関する協定は、解除されたものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、参加事業者が、本要綱の条項に違反等したときは、市長は協定を解除することができる。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成25年3月31日限りその効力を失う。